

○警察用船舶運用要領

昭和52年12月10日

外発第349号

改正 昭和62年1月28日例規（外）第4号

平成12年11月7日例規（警）第45号

平成26年11月19日例規（地）第43号

令和2年3月30日例規（警）第17号

注 平成26年11月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第1 この要領は、警察用船舶（以下「警備艇」という。）の効率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

（運用の基本）

第2 警備艇は、その機動力と通信機能を最高度に発揮し、警察活動全般の強化に資するよう総合的かつ重点的に運用しなければならない。

（運用管理）

第3 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、警備艇の配置を受けた警察署の長（以下「配置先署長」という。）並びに警察本部の関係課長及び沿岸警察署長と常に緊密な連携を保ち、警備艇の効果的な運用を図るようにしなければならない。

（運用計画）

第4 配置先署長は、警備艇の計画的な運用を図るため、翌月の運用計画（別記様式第1号）を毎月25日までに作成し、地域課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

（活動）

第5 警備艇による活動は、船舶警ら及び特殊活動とする。

（船舶警ら）

第6 船舶警らは、配置先署長が指定する当該管轄区域内の活動水域において行うものとする。

2 船舶警らに際しては、在港船を訪船し、犯罪の予防及び事故防止等についての指導、連絡に当たるとともに、警察上必要な情勢の把握及び情報の収集に当たるものとする。

（特殊活動）

第7 特殊活動は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 主として陸上から関連する犯罪の捜査、警備、警戒取締り及び海難救助

(2) 海水浴場等一時的に多数の人が集まる水域における警戒及び警ら

2 特殊活動は、船舶警らに優先するものとする。

(派遣要請)

第8 警察本部の課長又は沿岸警察署長は、特殊活動を行うため警備艇を使用する必要があると認めるときは、警察用船舶管理要綱（昭和52年12月10日付け警発第662号）第20条第1項の規定による手続をしなければならない。

(指揮系統)

第9 警備艇による活動は、警備艇に乗務する警察官その他の職員（以下「乗務警察官等」という。）のうちから配置先署長（第8の規定により派遣した場合にあつては、派遣先の所属長）の指定した者が指揮して行うものとする。

2 前項の指揮に当たっては、海事諸法令に基づく船長の権限を妨げてはならない。

(事件簿の引継ぎ)

第10 乗務警察官等が、管轄水域外において事件、事故等を取り扱った場合は、関係書類とともに発生地域又は検挙場所を管轄する警察署に引き継がなければならない。

(報告)

第11 配置先署長は、警備艇の運用状況を警備艇運用状況報告（別記様式第2号）により、四半期ごとに翌月5日までに地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(活動日誌)

第12 乗務警察官等は、警備艇活動の状況を警備艇活動日誌（別記様式第3号）に記録しておかなければならない。

(その他)

第13 乗務警察官等の勤務要領その他警備艇の運用について必要な事項は、配置先署長が定めるものとする。

別記
様式第1号(第4関係)

警備艇月間運用計画(月分)

警察署

勤務の重点																																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
時間																																
船舶																																
警ら																																
勤務員																																
活動																																
種別																																
時間																																
水域																																
勤務員																																
備考																																

月	出 動 日 数	出 動 時 間													休 船 日 数												
		警 ら	訪 船 活 動	捜 索 救 助	保 護 其 他 の 取 扱 い	捜 査	公 告 事 犯 取 締	警 備 ・ 警 戒	警 衛 ・ 警 護	変 死 取 扱 い	漂 流 物 拾 得	護 送	広 報 活 動	調 査 ・ 特 命	訓 練	試 運 転 ・ 整 備	そ の 他	合 計	故 障	定 期 検 査	整 備	悪 天 候	待 命	要 員 不 足	燃 料 不 足	そ の 他	
月																											
月																											
月																											
計																											

注 3か月を月別に区分して報告するものとする。

様式第3号(第12関係)

警備艇活動日誌

月 日 曜日 天候		勤務員の 階級 氏名														
指示・ 教養																
	8.30 9.00 10.00 11.00 12.00 13.00 14.00 15.00 16.00 17.00 18.00 19.00 20.00															
活 動	21.00 22.00 23.00 24.00 1.00 2.00 3.00 4.00 5.00 6.00 7.00 8.00 8.30															
時 間	警 備 時 分		警 備 ・ 警 戒 時 分		調 査 ・ 特 命 時 分											
	訪 船 活 動 時 分		警 衛 ・ 警 護 時 分		訓 練 時 分											
	捜 索 救 助 時 分		変 死 取 扱 い 時 分		試 運 転 ・ 整 備 時 分											
	保 護 其 他 の 取 締 時 分		漂 流 物 拾 得 時 分		そ の 他 時 分											
	捜 査 時 分		護 送 時 分													
	公 害 事 犯 取 締 時 分		広 報 活 動 時 分		合 計 時 分											
犯 罪 の 検 挙 ・ 警 告	刑 法		自 主 協 力	件 人	海 事 関 係 法 令			自 主 協 力	件 人	件 人						
	外 事 関 係 法 令		自 主 協 力	件 人					件 人	件 人						
	貿 易 関 係 法 令		自 主 協 力	件 人					件 人	件 人						
	漁 業 関 係 法 令		自 主 協 力	件 人	合 計			自 主 協 力	件 人	件 人						
			自 主 協 力	件 人					件 人	件 人						
保 護 其 他 の 取 扱	被 救 助 者 の 救 護		自 主 協 力	件 人	漂 流 物 拾 得			自 主 協 力	件 人	件 人						
	病 人 等 の 保 護		自 主 協 力	件 人	そ の 他			自 主 協 力	件 人	件 人						
	変 死 取 扱		自 主 協 力	件 人					件 人	件 人						
	被 救 助 船 舶 の 救 助		自 主 協 力	件 人	合 計			自 主 協 力	件 人	件 人						
			自 主 協 力	件 人					件 人	件 人						

